アル・カーイダ／ISIL（ダーイシュ）と関係を有する自然人
氏名　ルスタム・マゴメドヴィッチ・アセルデロフ（RUSTAM MAGOMEDOVICH ASELDEROV）
別名　(a)アブ・ムハンマド（Abu Muhammad）　(b)アブ・ムハンマド・アル・カダリ（Abu Muhammad Al-Kadari）　(c)ムハマドムフタール（Muhamadmuhtar）
称号　不明
役職　不明
生年月日　1981年3月9日
出生地　Iki-Burul Village, Iki-Burulskiy District, Republic of Kalmykia, Russian Federation
国籍　ロシア連邦
旅券番号　ロシア旅券番号8208№555627，ロシア連邦移民庁ダゲスタン共和国レニンスキー事務所発行
住所　不明
名簿に記載された年月日　2016年12月12日
名簿記載者公告番号　QI－270
その他参考となるべき事項　テロ犯罪のため、ロシア連邦当局により指名手配されている。ロシア連邦のダゲスタン共和国、チェチェン共和国及びイングーシ共和国で活動する160人以上のテロリスト戦闘員グループを率いている。写真は、インターポール（国際警察刑事機構）・国連安全保障理事会特別手配書に含まれているものを利用可能。

○総務省告示第六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十九年一月十三日

総務大臣　山本　早苗

政党
政治団体の名称　異動事項　異動年月日
日本維新の会　会計責任者の氏名　新　旧　木下　智彦　東　徹　二八、一二、九

○法務省告示第十七号

福島県福島市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十九年二月十三日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、福島県福島市役所又は福島地方法務局に照会すること。

平成二十九年一月十三日

法務大臣　金田　勝年

福島県信夫郡金谷川村大字関谷山ノ神十七番地
河野　文雄

○法務省告示第十八号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十二条第一項の規定に基づき、次の者が行う認証紛争解決手続の業務の変更の認証をしたので、同条第四項で準用する同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十九年一月十三日

法務大臣　金田　勝年

認証紛争解決事業者の名称及び住所
兵庫県行政書士会
兵庫県神戸市中央区東川崎町一―一―三神戸クリスタルタワー十三階
変更の内容
裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第六条第二号及び第三号に係る変更
変更の認証年月日
平成二十八年十二月二十二日

○法務省告示第十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十九年一月十三日

法務大臣　金田　勝年

第二号イの表富士精密株式会社の項中「東京都品川区西五反田八丁目十一番二十一号」を「東京都中央区八丁堀四丁目十三番四号」に改める。

○法務省告示第二十号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十六年八月十三日法務省告示第三百五十四号の一部を次のように改正する。

平成二十九年一月十三日

法務大臣　金田　勝年

第一号中「東京都港区東麻布一丁目七番三号第二渡邊ビル五F」を「東京都港区芝浦二丁目十七番十三号保坂興産ビル五F」に改める。

○法務省告示第二十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十六年二月二十日法務省告示第七十二号の一部を次のように改正する。

平成二十九年一月十三日

法務大臣　金田　勝年

第二号イの表株式会社アクセスの項中「塗装」の下に「、自動車整備」を加える。

○法務省告示第二十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十九年一月十三日

法務大臣　金田　勝年

第二号ハの表に次のように加える。

有限会社レディング	茨城県龍ケ崎市城ノ内五丁目二十一番地九	建築大工
有限会社小船工建	東京都江東区塩浜一丁目一番十三―千三十三号	型枠施工
森山工業	新潟県上越市国府二丁目六番四号	防水施工

○法務省告示第二十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十九年一月十三日

法務大臣　金田　勝年

第二号ハの表に次のように加える。

陶商工業株式会社	北海道札幌市東区北三十六条東二十五丁目三番十五号	タイル張り
株式会社入澤工務店	群馬県太田市矢場町二千六百九十一番地三	型枠施工
株式会社ミズヤ	東京都台東区竜泉二丁目十九番九号	防水施工
株式会社長谷川板金	神奈川県横浜市港北区樽町三丁目九番十六号	工場板金